

令和6年度岩手県子育て支援員研修業務の企画提案に係る質問への回答

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回 答
1	【資料1】 仕様書	2 業務内容 (1)イ(ア) 基本研修 c 基本研修の免除	他県、若しくは岩手県内の市町村において、子育て支援員研修を修了した者も免除対象としてよいか。また、その場合、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターの修了証の提示により共通科目まで受講免除しても差し支えないか。	すでに他自治体で子育て支援員研修を修了した者については、基本研修を免除しても差し支えありません。 なお、地域保育コースの共通科目については、国の実施要綱において受講免除が規定されていないことから、修了者においても再度の受講が必要となります。
2	【資料2】 仕様書	2 業務内容 (1) 研修の実施 オ 実施方法	「地域の実状等に応じて、適宜研修科目の順序を入れ替えても差し支えない。ただし、受講者の負担にならないよう適宜配慮する必要がある。」と国のFAQでも記載があります。 通常、基本研修を経て共通科目の実施となるが、共通科目の心肺蘇生（実技）を基本研修の前に実施してもよいか。	国の実施要綱により、専門研修の受講については、基本研修の修了が条件とされていることから、心肺蘇生法研修は基本研修修了者に対し、実施していただくこととなります。
3	【資料2】 仕様書	2 業務内容 (2) 研修受講申込の受付及び 研修受講者の取りまとめ イ 研修受講申込	市町村で選定された受講者の合算が受講定員を超えていた場合の受講者選考は、受託者で実施することとなるか。	県と協議の上、選定基準を決定し、選考を実施していただきます。

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
4	—	—	岩手県における子育て支援員研修は、前年度までは県内の一定の市町村が実施していたと存じますが、令和6年度からは、県がまとめて行い、市町村は行わないという理解でよろしいでしょうか。	令和6年度から県においても実施するものですが、市町村の研修の実施を妨げるものではありません。